

○厚生労働省告示第七十七号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第四百十五号）第四十二条第二項の規定に基づき、化粧品基準（平成十二年厚生省告示第三百三十一号）の一部を次の表のように改正する。

平成三十一年三月二十日

厚生労働大臣 根本 匠

(傍線部分は改正部分)

改正後				改正前			
1～5 (略)				1～5 (略)			
別表第1～別表第3 (略)				別表第1～別表第3 (略)			
別表第4				別表第4			
1 (略)				1 (略)			
2 化粧品の種類により配合の制限がある成分(注1)				2 化粧品の種類により配合の制限がある成分(注1)			
成分名	100g中の最大配合量(g)			成分名	100g中の最大配合量(g)		
	粘膜に使用されない化粧品のうち洗い流すもの	粘膜に使用されない化粧品のうち洗い流さないもの	粘膜に使用されることのある化粧品		粘膜に使用されない化粧品のうち洗い流すもの	粘膜に使用されない化粧品のうち洗い流さないもの	粘膜に使用されることのある化粧品
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
2, 2'-メチレンビス(6-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4-(1, 1, 3, 3-テトラメチルブチル)フェノール)	10.0	10.0		2, 2'-メチレンビス(6-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4-(1, 1, 3, 3-テトラメチルブチル)フェノール)	10.0	10.0	
<u>4-メトキシケイ皮酸</u> 2 <u>-メチルフェニル</u>	<u>10.0</u>	<u>10.0</u>		(新設)	(新設)	(新設)	

(注1) ~ (注3) (略)

(注1) ~ (注3) (略)